

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱

制定 令和6年10月8日区長決定

要綱第345号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等（社会福祉法人、特定非営利活動法人、里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者および児童自立生活援助事業を行う者をいう。以下同じ。）が行う児童養護施設におけるケア単位の小規模化、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修等に係る経費の一部を補助することにより、児童養護施設等の環境改善および生活向上に資することを目的とする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表事業名の欄に掲げる事業とする。

2 補助金の交付は、別表の事業ごとに補助事業を行う施設等1カ所につき1回限りとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備および備品の購入を行う事業を実施する場合
- (2) 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため、集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備および備品の購入を行う事業を実施する場合
- (3) 災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合

3 第1項の規定にかかわらず、他の助成等を受け、または受けることとなっている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う社会福祉法人等とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助事業ごとに次に掲げる額のうち少ない額に別表補助率の欄に掲げる数値を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 補助事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄付金その他の収入の額を控除した額
- (2) 別表補助限度額の欄に掲げる額

2 補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類を、別に定める期日までに、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは決定した内容およびこれに付けた条件を品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときはその旨を書面により、申請者に対し、通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、別に補助条件を付するものとする。

3 区長は、補助金の交付が品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団関係者の組織としての活動を助長し、または暴力団もしくは暴力団関係者の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに事業を完了しなければならない。

2 申請者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは第11条に定める補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実のあったときから10日以内に品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の事業実績報告書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金額確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求および支払）

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、品川区児童養

護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付請求書（第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に基づき補助事業者に速やかに補助金を交付するものとする。

（承認事項）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の変更等承認申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を補助事業者に通知する。

3 第6条の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第7号様式）により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 区長は、必要が生じたときは、補助事業者に補助事業の進捗状況について報告させることができる。

（消費税仕入控除額の報告）

第13条 補助事業完了後に、補助事業者による消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、申請者は消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）により区長に報告しなければならない

2 区長は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を区に納付させることができる。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

別表（第2、4条関係）

事業名	対象施設	補助限度額	補助率	対象経費
-----	------	-------	-----	------

(1)	入所児童等の生活環境改善事業 ① 小規模なグループによるケアを実施するための施設の内部改修、設備整備および備品の購入（児童養護施設および乳児院に限る。） ② 入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児または児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等児童の安全の確保のために必要な備品の購入および更新、フローリング貼またはカーペット敷等の設備の購入および更新ならびに内部改修	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型除く、）およびファミリーホーム	1施設当たり8,000千円	10/10	改修および備品購入にかかる経費
		里親	1里親当たり1,000千円		
(2)	ファミリーホーム等開設支援事業 ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアまたは小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備および備品の購入	ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアまたは小規	1施設当たり8,000千円 ※ ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設および分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃貸	10/10	改修費、設備整備費、備品購入費および賃借料

		模 分 園 型 (サテラ イト型) 母 子 生 活 支 援 施 設	料が発生 する場 合、当該 費用(1 0,000 千円を 上限)を 加算		
(3)	耐震物件への移転支援 事業 耐震性に問題のある 賃借物件において地域 小規模児童養護施設等 を設置している場合の 耐震物件への移転に伴 う費用に対して支援を 行う事業	児 童 養 護 施 設、母 子 生 活 支 援 施 設、乳 児 院、児童自 立 生 活 援 助 事 業 所 (児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所 Ⅲ 型 を 除 く) お よ び フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	1 施 設 当 た り 8,000「千 円	10/10	耐 震 物 件 へ の 移 転 に か か る 経 費
		里 親	1 里 親 当 た り 1,000 千 円		

備考 (1)の①および(2)の事業については、補助金の申請を行う年度中またはその翌年度に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合にこの補助金の対象とする。

《別紙》 補助条件

1 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由および遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用を増加した不動産およびその従物、ならびに取得価格または効用の増加の価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保にしてはならない。

3 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 財産処分による収入の納付

区長は、補助事業者が財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

5 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

6 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

7 補助事業の遂行命令等

(1) 区長は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることがある。

(2) 区長は、補助事業が前号の命令に違反したときは、補助事業の一部停止を

命ずることができる。

8 是正のための措置

- (1) 区長は、前項の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命ずることがある。
- (2) 前項の実績報告は、前号の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、区長は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件、その他法令もしくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。
- (2) 前号の規定は、第10条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところによりその額を返還しなければならない。
- (2) 前号の規定は第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。
- (3) 区長は第1号の規定にかかわらず、前項の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

11 違約加算金および延滞金

- (1) 補助事業者は、第9項により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (3) 第1号および前号に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

1.2 他の補助金等の一時停止等

区長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、他に同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 氏名
住所

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 申請額内訳 | 別紙1「申請額調書」のとおり | |
| 3 | 事業計画 | 別紙2「申請内訳書」のとおり | |
| 4 | 添付書類 | 当該事業に関する歳入歳出予算書（見込書）抄本 | |

担当部署

連絡先

担当者

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金について、交付することを決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定金額

金 円

2 交付条件

- (1) 補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) その他品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱および品川区補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

3 申請の取下げ

この交付決定の内容または交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後14日以内に、区長に書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

年 月 日

品川区長 あて

申請者 氏名

住所

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の事業実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金に係る事業の実績について、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 精算額調書 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 実績報告書 | 別紙2のとおり | |
| 4 | 添付書類 | 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |

担当部署

連絡先

担当者

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金額確定通知書

年 月 日付の実績報告書に基づき、品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の交付額が確定したので、下記により通知します。

記

- 1 補助金確定額
金 円

年 月 日

品川区長 あて

補助事業者名

申 請 者

所 在 地

代 表 者 名

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付請求書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金として、次の金額を請求します。

1 請求金額

金 円

年 月 日

品川区長 へ

申請者 氏名
住所

品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付第 号により交付決定のあった品川区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を申請します。

記

- 1 変更申請額 金 円
- (内容)

既 交 付 決 定 額 金 円

変更後交付申請額 金 円

増 減 額 金 円
- 2 変更所要額調書 別紙1
- 3 変更の内容および理由

担当部署
連絡先
担当者

年 月 日

品川区長 あて

申請者 氏名
住所

状 況 報 告 書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告いたします。

記

年 月 日

品川区長 あて

申請者 氏名

住所

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類および名称
- 2 確定額または事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要区費補助金等返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等